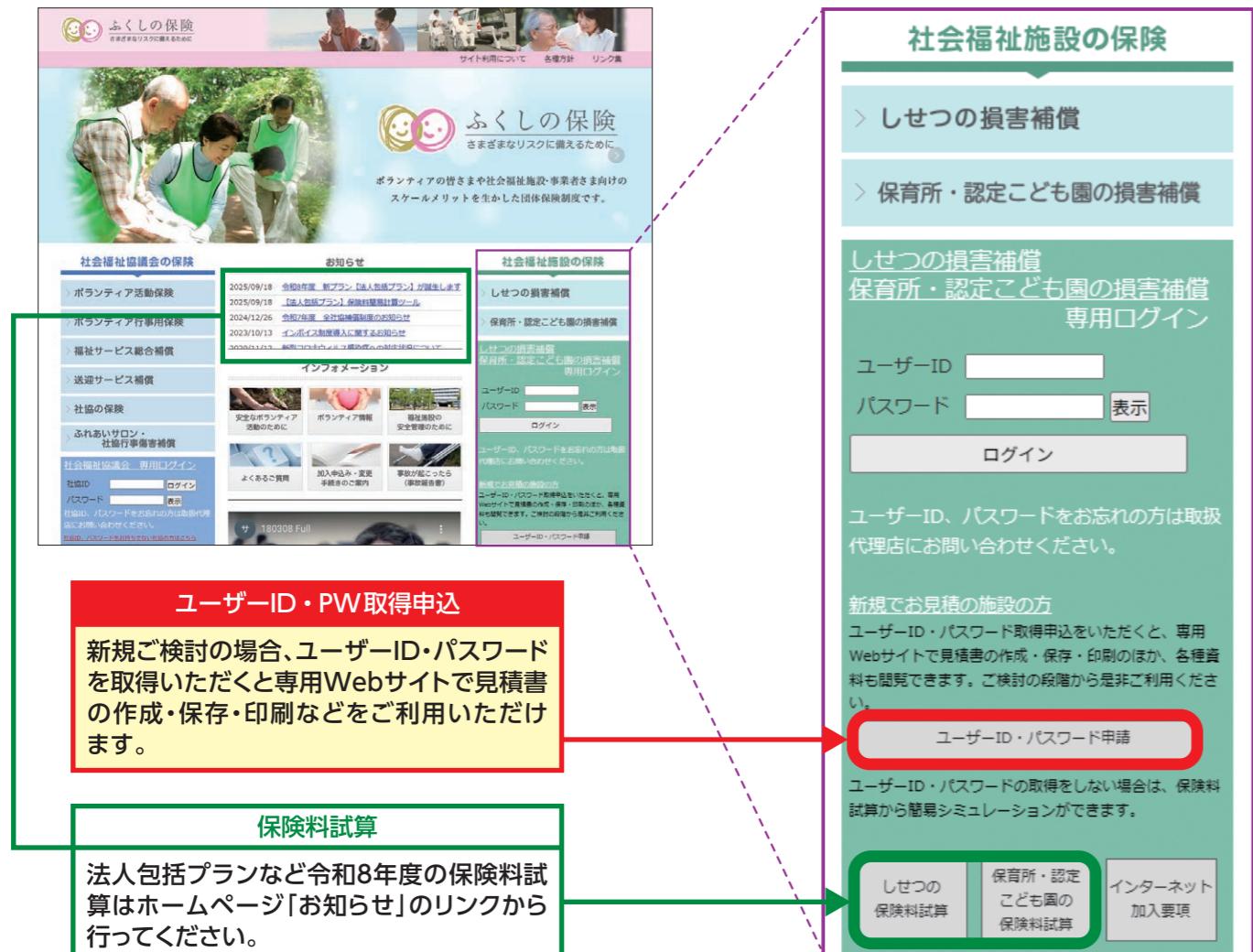


# 見積作成・加入手続きは簡単便利なインターネットから!!

PCからの場合は、**ふくしの保険** 検索

<https://www.fukushihoken.co.jp/> よりアクセス!!



スマートフォンやタブレットの場合は  
こちらの二次元コードよりホームページにアクセスしてください。

見積作成や補償内容などの照会はこちらまで

お問い合わせ先(取扱代理店)

株式会社 福祉保険サービス

引受保険会社  
(幹事保険会社)

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL:03-3349-5137 受付時間／平日 午前9時から午後5時まで(土日、祝日、年末年始を除きます。)

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会(総務部)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL:03-3581-7820 FAX:03-3581-7854 受付時間／平日 午前9時から午後5時まで(土日、祝日、年末年始を除きます。)

・社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」の各補償は、全国社会福祉協議会が引受保険会社(損害保険ジャパン株式会社)と締結した保険約款により行います。

・このパンフレットは概要になります。詳細は「しせつの損害補償」の手引きまたは、ふくしの保険ホームページをご参照ください。

また、ご不明な点等につきましては福祉保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

社会福祉法人等が経営・運営する

福祉施設・事業の賠償・傷害事故など、

法人の経営にともなうリスクを

幅広く補償します。



## しせつの損害補償 簡易版

「しせつの損害補償」に新たな加入方式「法人包括プラン」ができました。従来の「しせつの損害補償(施設単位加入)」と「法人包括プラン(法人包括加入)」のいずれかを選択・加入できます。

### 法人包括プラン NEW

「法人包括プラン」は、福祉施設・事業を経営・運営する社会福祉法人が加入対象です。(社会福祉協議会を除く)



### しせつの損害補償 (従来の加入方式)

従来のしせつの損害補償は、社会福祉法人、社会福祉協議会、公立福祉施設(自治体)、NPO法人、公益社団法人、公益財團法人が加入対象です。

「法人包括プラン」・「しせつの損害補償(従来の加入方式)」ともプラン1~4は、共通内容です。

#### プラン1 施設業務の補償

①基本補償

法人包括プラン/基本補償A型/  
見舞費用付補償B型

オプション 施設の医療事故補償

オプション クレーム対応サポート補償

②個人情報漏えい対応補償

③施設の什器・備品損害補償

#### プラン2 施設利用者の補償

①入所型施設利用者の傷害事故補償

②通所型施設利用者の傷害事故補償

③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

#### プラン3 職員等の補償

①施設の労災事故補償

■職員の労災上乗せ補償  
■使用者賠償責任補償

②役員・職員の傷害事故補償

③役員・職員の感染症罹患事故補償

④雇用慣行賠償補償

#### プラン4 法人役員等の補償

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間 | 令和8年4月1日～令和9年4月1日

ご加入手続きは、  
簡単便利なインターネットから!

令和8年2月2日(月)受付開始

# 「しせつの損害補償」3つの特色

～事故・紛争の円満解決のために～

## さまざまなリスクに対応

4つのプラン構成から社会福祉事業を行う社会福祉法人等のさまざまなリスクに総合的に備えることができます。

さらに充実した  
基本補償で

ふくしの現場を  
しっかり  
補償します!

### 基本補償に2つの補償を新たに追加!

#### 施設管理・業務遂行リスクの補償

- 施設の所有・使用・管理に起因する事故や業務遂行上の事故に伴う賠償責任
- NEW**  施設業務以外の事業・サービスや地域における公益的な取組みの事故に伴う賠償責任  
(旧.オプション1 訪問・相談等サービス補償)
- NEW**  借用不動産の損壊事故による、建物の貸主に対する賠償責任  
(旧.オプション3 施設の借用不動産賠償事故補償)

## 団体契約のため 有利な補償と 割安な保険料

「しせつの損害補償」は、スケール  
メリットを活かした団体契約です  
ので、割安な保険料で有利な補償  
になっています。

## 加入対象は 社会福祉事業を行う社会福祉法人等です

全社協・都道府県社協・市区町村社協(各種別協議会を含む)の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉事業が対象です。

### 豊富なオプションでさまざまなリスクに備える

#### 法人リスクの補償

- 施設の医療事故補償
- 看護職の賠償責任補償
- クレーム対応サポート補償
- 施設の什器・備品損害補償
- 個人情報漏えい対応補償
- 雇用慣行賠償補償
- 役員等の賠償責任補償

#### 利用者への補償

- 施設利用者の傷害補償
- 送迎車搭乗中の傷害補償

#### 職員の労災・傷害補償

- 労災の上乗せ補償
- 使用者賠償補償
- 職員の傷害事故補償
- 職員の感染症補償

## 基本補償(プラン1-①)に新しい加入方式 「法人包括プラン」がラインナップ

社会福祉法人(除く社協)は  
どちらかを選択して  
加入できます



### 施設単位加入



### NEW 法人包括プラン

#### 従来の加入方式

#### 社会福祉法人専用の 新しい加入方式

- ・補償の対象とする施設明細を作成
- ・施設の追加・廃止の手続きが必要

- ・1契約に全施設をまとめて包括加入
- ・施設明細は不要でらくらく手続き

## ✓ 「法人包括プラン」で加入すると!

第1種  
社会福祉事業  
第2種  
社会福祉事業  
**全ての  
施設・事業を  
自動補償**  
収益事業  
公益事業

加入申込時は  
合計定員数の申告のみでOK。

ポイント1 安心

福祉施設(事業)の明細要らずで、  
全ての福祉施設・事業を賠償事故からまとめて補償

ポイント2 便利

期中に新たに始めた福祉施設(事業)も手続き不要で自動補償

ポイント3 簡単

契約時は全ての入所型・通所型施設の合計定員数の申告のみ

すべての施設・事業を包括補償するため  
加入漏れの心配なく安心。

途中で増えた施設・事業も  
自動的に補償対象となり手間要らず。

## ご加入例

#### 加入施設例

社会福祉法人○△会

施設(定員有)／合計定員数100名(入所85名、通所15名)

医務室／1室 職員数／50名(政府労災加入職員数)

法人全体の直近の事業収入／5億円

プラン1-①	基本補償	合計定員数	100名	126,000円
	見舞費用加算	入所定員数	85名	110,500円
	オプション／施設の医療事故補償	通所定員数	15名	20,850円
	オプション／クレーム対応サポート補償	医務室数	1室	41,540円
		合計定員数	100名 Aタイプ	35,000円
プラン3-①	職員の労災上乗せ補償	職員数	50名	90,000円
プラン3-④	雇用慣行賠償補償	法人全体の直近の事業収入	5億円 Bタイプ	73,920円
プラン4	社会福祉法人役員等の賠償責任補償	法人全体の直近の事業収入	5億円 Bタイプ	72,200円

《ご注意》従来型の「施設単位加入」では施設の申告(明細)を必要とします。

一方、「法人包括プラン」は施設の申告(明細)を省略している点での手続き上の違いはあります、保険料(掛金)に相違はなく同額です。

保険料計算には、ホームページの計算機能が便利です

ふくしの保険

検索

合計年間保険料

570,010円

# 全ての施設業務ならびに訪問相談等 サービスの賠償責任補償

## 基本補償(A型)・見舞費用付補償(B型)

- 法人(施設)が、施設管理や業務遂行に起因する事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。
- オプション補償だった「訪問・相談等サービス補償」と「借用不動産の賠償事故補償」を基本補償で自動補償します。
- 法人に賠償責任が発生しない事故でもお見舞金の支払ができる、見舞費用付補償(B型)を用意しております。

## 保険金額

	保険期間1年、一括払、自己負担額なし	
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円
	借用不動産賠償事故補償(1事故)	3,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3万円～10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度) ※施設単位加入時:期間中50万円限度 ※法人一括加入時:期間中100万円限度
お見舞い等の各種費用	傷害見舞費用	死亡時 100万円 入院時 1.5～7万円 通院時 1～3.5万円

## &lt;お支払いする主な保険金の種類&gt;



## 損害賠償保険金



業務遂行中に発生した第三者の身体の障害や財物の損壊について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



## 争訟費用



被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いいたします。



## 事故対応特別費用



補償対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用をお支払いします。



## 傷害見舞費用【見舞費用付補償(B型)】



入所型・通所型施設利用者が施設内など管理下中にケガを負った場合、法人の賠償責任の有無にかかわらず、見舞費用を補償します。



## 被害者対応費用

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用をお支払いします。

## 基本補償(A型)・保険料

保険期間1年、一括払

施設定員合計	基本補償(A型)
1～10名	45,500円
11～20名	53,300円
21～30名	62,200円
31～40名	71,000円
41～50名	79,900円
51～60名	88,700円
61～70名	97,500円
71～80名	106,400円
81～90名	115,200円
91～100名	126,000円
以降1名～10名増ごとに	2,000円

見舞費用付補償(B型)

基本補償(A型)  
保険料【見舞費用加算】  
定員1名あたり  
入所：1,300円  
通所：1,390円

◆医療行為を補償範囲に加える場合は別途オプション 施設の医療事故補償の加入が必要となります。

詳細につきましては、手引をご参照ください。

## プラン1 施設業務の補償

## オプション 施設の医療事故補償

## ■医務室の医療事故補償

医務室(診療所)を有する施設において、医師等が行う医療行為に起因する事故により賠償責任を負った場合の補償です。

保険金額	自己負担額なし	保険料	保険期間1年、一括払
医療行為に起因する対人賠償額		1施設(医務室)あたり	
1事故1億円・期間中3億円		41,540円	

## ■看護職の賠償責任補償

施設(法人)に勤務する看護職個人が、日本国内で行う業務に起因する事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。

保険金額	自己負担額なし	保険料	保険期間1年、一括払
身体賠償	1事故1億円(期間中3億円)	看護師1名あたり	
初期対応費用	1事故 250万円	5,760円	
被害者対応費用	1事故 5万円		
刑事弁護士費用	1事故 500万円		

## オプション クレーム対応サポート補償

第三者(利用者、そのご家族、近隣住民等)による過度なクレームに対応する場合にクレームコンシェルによる各種支援(相談、助言等)サービスを受けることができ、また、法的手続きをとる場合の費用(弁護士費用等)を補償するプランです。



保険金額・保険料	保険期間1年、一括払、自己負担額なし
施設定員合計	Aタイプ 保険金額50万円
	Bタイプ 保険金額150万円
	Cタイプ 保険金額300万円
～50名	19,250円
51名～100名	35,000円
101名～150名	49,880円
151名～200名	66,500円
201名～250名	78,750円
251名～300名	89,250円

301名以上につきましての詳細は手引をご参照ください。

今年度、保険料を見直し改定(引き下げ)しました。

## プラン1-2 個人情報漏えい対応補償

施設利用者等の個人情報が漏えいし、法人に賠償責任が発生する場合(もしくは発生するおそれがある場合)の補償です。



## 保険金額・保険料

期間中支払限度額各種費用	3,000万円 100万円	5,000万円 200万円	1億円 300万円
施設定員合計	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
～50名	24,400円	31,600円	44,200円
51名～100名	30,700円	39,700円	55,100円
101名～150名	37,000円	47,800円	66,800円
151名～200名	43,300円	56,000円	77,600円
以降1名～50名増ごとに	3,800円	5,700円	7,600円

351名以上につきましての詳細は手引をご参照ください。

## プラン1-3 施設の什器・備品損害補償

法人(施設)の什器・備品について、幅広い範囲で補償します。偶然な事故のほか、利用者等による破損も補償の対象となります。

施設定員合計	保険金額(補償金額) 1事故・期間中	うち現金保険金額	年額保険料
～200名	500万円	100万円	24,000～48,000円
201名～250名	600万円	100万円	58,000円
251名～300名	700万円	100万円	68,000円
301名～350名	800万円	100万円	77,000円

## プラン2 施設利用者の補償

### プラン2-① 入所型施設利用者の傷害事故補償

入所施設の利用者が施設管理下中に急激かつ偶然な外來の事故により、身体に傷害(ケガ)を負った場合の補償です。施設(法人)の過失の有無に関わらずお支払いしますので、早期・円満解決に有効です。

保険料 職種級別A級、保険期間1年、一括払

入所型施設利用者・定員1名1口あたり

1,310円

保険金額	10口まで加入できます。
死亡保険金	1口あたりの保険金額
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金日額	800円
手術保険金	入院中の手術: 8,000円 外来の手術: 4,000円
通院保険金日額	500円

### プラン2-② 通所型施設利用者の傷害事故補償

通所施設の利用者が施設管理下中に急激かつ偶然な外來の事故により、身体に傷害(ケガ)を負った場合の補償です。

法人(施設)の過失の有無に関わらずお支払いしますので、早期・円満解決に有効です。

保険料

・一般施設(定員がある施設)の場合 職種級別A級、保険期間1年、一括払

通所型施設利用者・定員1名1口あたり

990円

・不特定多数利用者施設(定員がない施設)の場合

年間延べ利用者・1名1口あたり

4円

保険金額	10口まで加入できます。
死亡保険金	1口あたりの保険金額
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金日額	800円
手術保険金	入院中の手術: 8,000円 外来の手術: 4,000円
通院保険金日額	500円

### プラン2-③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中の方が、急激かつ偶然な外來の事故により、身体に傷害(ケガ)を負った場合の補償です。自動車保険など他の保険金のお支払いとは関係なくお支払いします。

保険料

職種級別A級、保険期間1年、一括払

法定乗車定員・1名1口あたり

2,000円

保険金額	2口まで加入できます。
死亡保険金	1口あたりの保険金額
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金日額	4,000円
手術保険金	入院中の手術: 40,000円 外来の手術: 20,000円
通院保険金日額	2,600円

## プラン3 職員等の補償

### プラン3-① 施設の労災事故補償

#### ■職員の労災上乗せ補償

職員が被った政府労災の対象となる業務上災害、通勤災害について、政府労災の給付金に上乗せて保険金をお支払いします。死亡時保険金額(補償金額)1,200万円の充実した補償です。

保険料

保険期間1年、天災危険担保特約条項セット、一括払

政府労災申告(加入)職員・1名あたり

1,800円

保険金額 <身体補償>	保険金額
死亡	1,200万円
後遺障害(14級~1級)	20~1,200万円
休業補償(4日目以降)	1日につき 3,000円
保険金額 <災害付帯費用>	保険金額
死亡・後遺障害	5~40万円

#### ■使用者賠償責任補償

政府労災、労災上乗せ補償を上回る損害賠償を補償します。

保険料 保険期間1年、天災危険担保特約条項セット、一括払、自己負担額なし

賃金総額100万円あたり

177円

保険金額	自己負担額なし
賃金総額100万円あたり	保険金支払限度額 1名1億円・1災害3億円

## プラン3-② 役員・職員の傷害事故補償

補償対象とした役員・職員が施設業務従事中および通勤途上に、急激かつ偶然な外來の事故により、身体に傷害(ケガ)を負った場合の補償です。加入タイプにより実習生、ホームヘルパー、ケアマネジャー、業務補助者を対象とすることも可能です。

保険料	職種級別A級、保険期間1年、一括払
施設役員・職員・1名1口あたり	3円

保険金額	10口まで加入できます。
死亡保険金	1口あたりの保険金額
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金日額	800円
手術保険金	入院中の手術: 8,000円 外来の手術: 4,000円
通院保険金日額	500円

### プラン3-③ 役員・職員の感染症罹患事故補償

役員・職員の業務遂行に起因して感染症\*に罹患した場合の補償です。  
※5類感染症への移行に伴い、新型コロナウイルス感染症は対象外となっていますのでご注意ください。

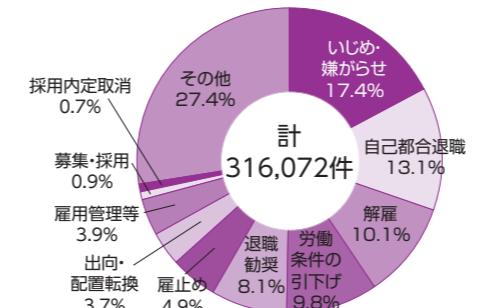
保険料	保険期間1年、一括払
常勤役員・職員1名あたり	300円
非常勤役員・職員1名あたり	180円

保険金額	保険金額
死亡補償	100万円
入院一時金	入院期間により2万円・3万円・5万円
通院一時金	通院4日以上 1万円

### プラン3-④ 雇用慣行賠償補償

解雇やハラスメント行為などの労働関係におけるトラブルに起因して、法人が負担する損害賠償金、争訟費用を補償します。

個別労働紛争 相談件数の内訳



出典『厚生労働省 個別労働紛争解決制度の施行状況(令和6年度)』

保険金額・保険料

保険金額 (1事故・期間中)	法人全体の事業収入区分別保険料					
	① 3億円以下	② 10億円以下	③ 30億円以下	④ 50億円以下	⑤ 100億円以下	⑥ 200億円以下
Aタイプ 1,000万円	17,040円	52,440円	126,060円	179,950円	233,060円	330,530円
Bタイプ 2,000万円	24,000円	73,920円	177,780円	253,880円	328,860円	466,130円

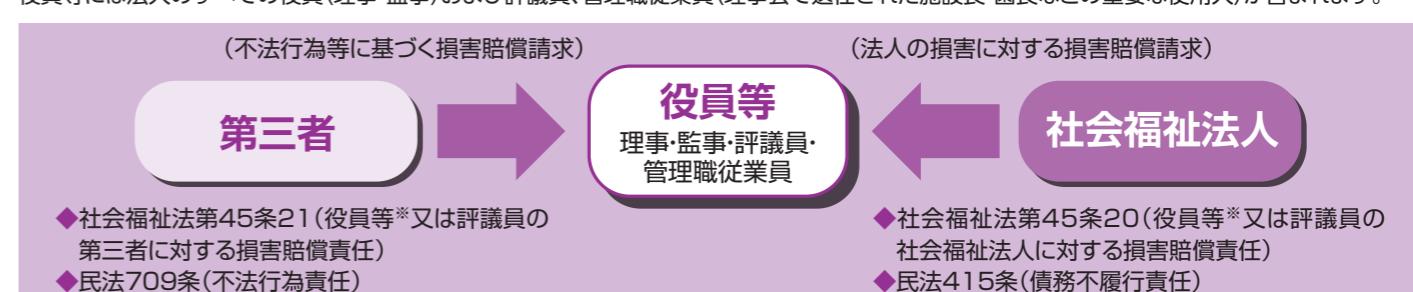
## プラン4 法人役員等の補償

### プラン4 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

今年度、保険料を見直し改定(引き下げ)しました。

社会福祉法人の役員等の個人が業務として行った行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任・争訟費用を負担することによって被る損害を補償するプランです。

役員等には法人のすべての役員(理事・監事)および評議員、管理職従業員(理事会で選任された施設長・園長などの重要な使用人)が含まれます。\*



\*会計監査人は除く。

保険金額・保険料	事業収入区分別保険料					
① 3億円以下	② 10億円以下	③ 30億円以下	④ 50億円以下	⑤ 100億円以下	⑥ 200億円以下	




<tbl\_r cells="